I P 通信網サービス契約約款 (共通編) 【現改比較表】 2021年6月18日現在

~2021年6月17日

2021年6月18日~

目次 (略)

第1章~第14章 (略)

別記 (略)

附 則(令和元年11月25日NS企第00571454号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年12月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 (略)
- 3 令和元年12月10日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約者からその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて3年の定期利用の申出(当社が指定する申込み方法に限ります。)があって、令和2年6月30日までにその利用が開始された場合は、その期間における基本額については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
(略)	(略)

(1) (略)

目次 (略)

第1章~第14章 (略)

別記 (略)

附 則(令和元年11月25日NS企第00571454号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年12月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 (略)
- 3 令和元年12月10日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約者からその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて3年の定期利用の申出(当社が指定する申込み方法に限ります。)があって、令和2年6月30日までにその利用が開始された場合は、その期間における基本額については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
(略)	(略)

(1) (略)

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、 定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の 変更又は第2種契約の解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープ ンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))第 15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったときを 除きます。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税) を支払っていただきます。

4~5 (略)

附 則(令和2年9月23日 PS事推第00692343号) (実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))第15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったときを除きます。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税)を支払っていただきます。

4~5 (略)

附 則(令和2年9月23日 PS事推第00692343号) (実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和2年10月1日から令和2年12月25日までの間に、タイプ8のコース1(プラン25又はプラン26に係るものを除きます。)に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求(当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2、タイプ3からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。)と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年3月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
(略)	(略)

- (1) (略)
- (2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))第15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったときを除きます。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税)を支払っていただきます。

(経過措置)

2 当社は、令和2年10月1日から令和2年12月25日までの間に、タイプ8のコース1(プラン25又はプラン26に係るものを除きます。)に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求(当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2、タイプ3からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。)と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年3月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
(略)	(略)

- (1) (略)
- (2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の<u>当月、</u>翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))第15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったときを除きます。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税)を支払っていただきます。

~2021年6月17日 2021年6月18日~

3~5 (略)

附 則(令和3年1月12日 PS事推第00731431号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和3年1月25日から令和3年4月30日までの間に、タイプ8のコース1(プラン25又はプラン26に係るものを除きます。)に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求(当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。)と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額(月額)
(略)	(略)

(1) (略)

3~5 (略)

附 則(令和3年1月12日 PS事推第00731431号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和3年1月25日から令和3年4月30日までの間に、タイプ8のコース1(プラン25又はプラン26に係るものを除きます。)に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求(当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。)と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
(略)	(略)

(1) (略)

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、 定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変 更又は第2種契約の解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコ ンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))第15条 (第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったときを除きま す。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税)を支払 っていただきます。

3~4 (略)

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。))第15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除があったときを除きます。)があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円(不課税)を支払っていただきます。

3~4 (略)

附 則(令和3年6月15日 PS事推第00795473号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。